



地域課題を解決する  
新たなチャレンジを支援します！

令和6年度

鶴見区

# 新たなチャレンジ応援補助金

## 募集要項

申請受付期間

令和6年2月1日(木)から3月1日(金)まで

対象事業

区民の皆様が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、新たな立ち上げ又は既存の事業を発展させる取組

対象団体

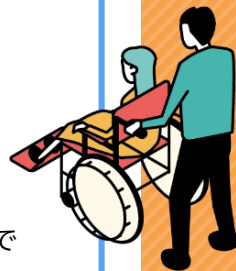
主に区民(在住、在勤)により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体(ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等)

補助内容

補助対象経費の10分の9以内(上限10万円)

※この事業は、令和6年度予算の成立を前提としています。

スマホの方は  
こちらから▼



問合せ先

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当

鶴見区鶴見中央3-20-1(5階3番窓口)

電話:510-1678 メール:tr-chiikiryou@city.yokohama.jp

## 1 目的

魅力あるまちづくりや住民の交流支援など、区民の皆様が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、新たな立ち上げ又は既存の事業を発展させる取組を補助金で支援します。

新たなチャレンジ応援補助金は、いつまでも住み続けたいまちをつくる区民の皆様の新たなチャレンジを応援します。

## 2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、次の事項を全て満たす団体です。

- (1) 主に区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）であること。
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体として民主的な意思決定の場があること。
- (3) 継続して活動している団体、又は新たに設立され、継続して活動する見込みがある団体であること。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

前述の要件に関わらず、次のいずれかに該当する団体は補助対象外とします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体
- (2) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者があるもの

## 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となるのは、鶴見区内全域又は鶴見区内の特定の地域における課題の解決を図る事業であって、事業開始から3年以内のものに該当するものとします。

※ 補助対象事業は、年度を通じて1団体あたり1件限りです。

上記の要件に関わらず、次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします。

ア 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

イ 政治活動又は宗教活動を目的とした事業

ウ 同一の企画内容で鶴見区又は横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある事業

※ 鶴見区社会福祉協議会など本市以外の団体から補助を受ける事業については、審査に際して補助対象外事業としたり、補助金交付決定に際して交付額を減額することがあります。

エ 会員相互の親睦や交流のみを目的とする事業

オ 公序良俗に反する事業

### ■過去の補助対象事業について

[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/genki/chiikigennki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/genki/chiikigennki.html)

区ホームページに掲載しています。

※スマホの方は右の二次元コードからご確認いただけます。



## 4 補助内容

### (1) 補助期間

1つの事業につき、最長3年間

※ 補助期間は、単年度が原則です。次年度も同一事業を継続して実施する場合は、毎年度申請が必要であり、その都度審査があります。

※ 補助金は、交付決定後から翌年3月31日まで使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできません。

### (2) 補助金額

1年目：上限100,000円（補助対象経費の10分の9以内）

2年目：上限50,000円（補助対象経費の10分の5以内）

3年目：上限30,000円（補助対象経費の10分の3以内）

※ 補助金額の算定に当たっては、1千円未満の額の端数は切捨てとします。

※ **【注意】この事業は、令和6年度予算の成立を前提としています。**

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。

この表にない経費については、審査委員会の審査により補助対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	事業実施に必要な事務用品、消耗品（単価1万円未満）の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、事業に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 原材料費		事業実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用
3 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
6 備品費		事業実施に必要となる備品等（単価1万円以上）の購入代
7 その他、補助対象事業の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの		家賃、光熱水費、直接人件費

### ※ 補助対象経費の注意点

- ・ 備品については、購入額が1件1万円以上で、申請時に補助金申請額の2分の1を超える場合には「備品等購入説明書（第5号様式）」を、実績報告時に補助金交付決定額の2分の1を超える場合には「備品等管理報告書（第13号様式）」の提出が必要になります。
- ・ 事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。

## 6 申請方法

補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

- (1) 提出書類 ※様式データは、区ホームページにも掲載しています。
  - ①補助金交付申請書（第1号様式）
  - ②事業計画書（第2号様式）
  - ③収支予算書（第3号様式）
  - ④団体概要書（第4号様式）
  - ⑤団体の規約、定款その他これらに類する書類及び構成員名簿
  - ⑥備品等購入説明書（第5号様式）
  - ⑦その他区長が必要と認める書類

- (2) 申請受付期間

令和6年2月1日（木）から3月1日（金）まで（土日祝日は除く）（必着）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

- (3) 提出方法

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当（区庁舎5階3番窓口）に直接持参・郵送・電子メール

※補助金申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、書類提出の前に、まずは区役所地域力推進担当へご相談ください。

住所：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当 行

電子メールアドレス：[tr-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:tr-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

## 7 審査基準

事業内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項目	説明	
事業の必要性	地域課題	公益的な地域課題を捉えているか
	ニーズ	事業の成果は、地域住民のニーズに応えるものか
事業の実現性	計画性	事業を実施するための経費が適切であり、計画通りに実現が可能か
	実施能力	事業を実施するうえで必要な人材は揃っているか
事業の手法	企画力	事業を実施するうえで工夫やアイデアはあるか
事業の継続性	事業展開	事業として継続性と将来性があり、発展的な活動が期待できるか
地域との連携	地域連携	地域等との連携により、事業効果がより高まる工夫がされているか

## 8 補助金交付決定までのスケジュール等

- (1) 審査委員会

令和6年3月15日（金）午前 又は 18日（月）午前（予定・いずれかの日程で実施します）

※ 申請案件は、申請1年目となる団体のみ審査委員会で事業内容等を説明していただきますので、必ずご出席ください。申請2年目以降の団体は、書面開催とします。

- (2) 交付・不交付の決定

令和6年4月上旬（予定）。交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

- (3) 事業実績報告

令和6年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。（提出時期：令和7年4月上旬）

- (4) 補助金の交付

原則後払いとなります。実績報告書を審査し、補助金額確定通知書を送付します。補助金額確定通知書を受領した後、補助金交付請求書を提出していただき、交付します。

## 9 補助対象事業の公表

- (1) 交付対象となった事業の概要および団体名は、ホームページ等により公表します。
- (2) 提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。